

第5章 計画の推進のために

1 連携体制の整備

(1) 庁内の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、サービス提供事業者や障がい者団体、地域組織、企業、その他各種関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、総合支援協議会において、困難事例の共有・対応調整や、関係機関・団体間のネットワーク構築を図るとともに、住まいや就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

(3) 広域での連携

障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものについて、愛知県や近隣の市町とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルによる計画の見直し

本計画の進捗状況の定期的な確認を行うとともに評価を行い、その結果を効果的な推進に向けた施策・事業の見直しにつなげます。

■PDCAサイクルのイメージ

